

# 条例案に盛り込む項目(例)の現状等

## 現 状

## 条例案の項目

### 【子供家庭支援センター】

- 平成7年度 事業開始(都独自)
- 平成16年児童福祉法§10§25等 区市町村の相談対応明確化、虐待通告先に追加
- 平成30年4月現在 60区市町村で設置
- 平成28年度 区市町村虐待対応件数 12,949件
- 虐待への対応力を強化(ワーカー・心理職の増配置、虐待対策コーディネーター配置等)

- ・区市町村機関として子供家庭支援センターを明記
- ・地域機関の情報共有・連携

### 【母子保健施策事業(各健康診査等)】

- 平成28年度 妊婦健康診査 91.6%、3-4か月児健診 95.7%、1歳6か月健診 93.2%、3歳児健診 93.5%
- 虐待死亡事例等検証(国・平成29年) 実母の抱える問題(複数回答) 予期せぬ妊娠34.6%、妊婦健康診査未受診32.7% 3~4か月児健診未実施14.8%、3歳児健診未実施40.0%

- 保護者の母子保健事業(各種健診等)の活用等の責務

### 【保護者の責務等】

- 児童福祉法§2Ⅱ 保護者は児童の育成について第一義的責任を負う。
- 児童虐待防止法§11Ⅱ 保護者は、児童福祉司指導措置が採られた場合、指導を受けなければならない。
- 母子保健法§4 母性・保護者は、自ら又は乳幼児の健康の保持・増進に努める。

- 児童相談所等の調査や指導に協力等する責務

### 【警察との連携】

- 都と警察との協定締結：身体的虐待で一時保護解除後、児童福祉司指導等のケースを情報提供

- 警察とも適切な情報提供に努める

### 【社会的養護のもとで育った子供等の自立支援】

- 東京都自立援助促進事業、児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業
- 児童養護施設の自立支援コーディネーター、自立援助ホームのジョブ・トレーナー配置
- ・養育家庭：委託措置の解除後、約3割が養育家庭で生活(東京都調査)

- 都の取組と併せ、地域社会や雇用者等の理解

### 【死亡事例等検証】

- 児童虐待防止法§4Ⅴ 地方公共団体は、児童がその心身に重大な被害を受けた事例等の検証等を行うものとする。
- 東京都児童福祉審議会 児童虐待死亡事例等検証部会による検証実施

- 検証に必要な情報収集、要対協等による検証の促進